

社会福祉法人小杉福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ロ) 老人デイサービスセンターの経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 老人介護支援センターの経営

(ホ) 老人居宅介護等事業の経営

(ヘ) 障害者福祉サービス事業の経営

(ト) 相談支援事業の経営

(チ) 病児保育事業の経営

(リ) 一時預かり事業（幼稚園型）の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人小杉福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者・子育て世帯等を支援するため、無料又は定額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を富山県射水市池多822番地に置く。

- 2 前項のほか、従たる事務所を富山県射水市南太閤山3丁目2番地1、富山県射水市大江333番地1、富山県射水市中太閤山18丁目1番地2、富山県射水市南太閤山17丁目1番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員の選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として新たに選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13号 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事のうち1名を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 常務理事は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。

(役員資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の後任として新たに選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長は、理事会において選任及び解任する。

3 施設の長以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第26条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第27条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務としての理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長（理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 34 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産を持って構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 43 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 44 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらねばならない。

(基本財産の処分)

第 35 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、射水市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、射水市長の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設設備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 36 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所及び従たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 39 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 40 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 41 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有株式に係る議決の行使)

第 42 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 43 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の設置経営
- (2) 地域包括支援センターの設置経営
- (3) 介護保険法に規定する第一号訪問事業
- (4) 介護保険法に規定する第一号通所事業
- (5) 介護保険法に規定する介護予防支援事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 44 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なけ

ればならない。

(収益の処分)

第 45 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に当てるものとする。

第 9 章 解散

(解散)

第 46 条 この法人は、社会福祉法第 4 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、射水市長の認可（社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を射水市長に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、社会福祉法人小杉福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 50 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 北林 政吉
理 事 松本 宏
理 事 山崎 克三
理 事 御後 明義
理 事 高橋 一朗
理 事 中川 勲
監 事 川筋 覚次
監 事 高長 アキコ

附 則（昭和54年8月9日厚生大臣認可）

附 則（昭和61年8月2日厚生大臣認可）

この変更後の定款は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和63年6月23日富山県知事変更認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和63年9月17日富山県知事変更認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成4年12月9日富山県知事変更認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成6年12月1日富山県知事変更認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成9年10月30日富山県知事変更認可）

- 1 この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 第6条第1項に規定する順次は、理事名簿の上位順とする。

附 則（平成11年4月1日富山県知事変更認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成12年1月25日富山県知事変更認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成13年1月12日富山県知事変更認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成13年7月24日富山県知事変更認可）

- 1 この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 役員の選任等については、第7条第1項の規定にかかわらず評議員が選任されるまでは理事総数の3分の2以上の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 監事の選任については、第7条第2項の規定にかかわらず評議員が選任されるまでは理事会において選任される。

附 則（平成15年 1月16日富山県知事変更認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成15年 4月 1日富山県知事変更認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成16年 4月 9日富山県知事変更認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成16年11月26日富山県知事認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成17年11月17日富山県知事認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年 3月14日富山県知事認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年 5月 1日富山県知事認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年 6月 9日富山県知事認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年 9月 21日富山県知事認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年11月16日富山県知事認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成22年 3月 12日富山県知事認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成22年 4月 20日富山県知事認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成23年12月26日富山県知事認可）

この変更後の定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成25年 6月 11日射水市長認可）

この変更後の定款は、射水市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成26年 7月 9日射水市長認可）

この変更後の定款は、射水市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成28年7月12日射水市長受理）

この変更後の定款は、射水市長の受理のあった日から施行する。

附 則（平成29年 3月 1日射水市長認可）

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 3月31日射水市長認可）
この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月18日射水市長認可）
この定款は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年11月17日射水市長認可）
この変更後の定款は、射水市長の認可のあった日から施行する。

附 則（令和3年9月3日射水市長認可）
この変更後の定款は、射水市長の認可のあった日から施行する。

附 則（令和4年4月13日射水市長認可）
この変更後の定款は、射水市長の認可のあった日から施行する。

附 則（令和4年8月2日射水市長認可）
この変更後の定款は、射水市長の認可のあった日から施行する。

附 則（令和5年3月31日射水市長認可）
この変更後の定款は、射水市長の認可のあった日から施行する。

附 則（令和5年8月28日射水市長認可）
この変更後の定款は、射水市長の認可のあった日から施行する。

附 則（令和6年3月25日射水市長認可）
この変更後の定款は、射水市長の認可のあった日から施行する。

附 則（令和6年3月29日射水市長認可）
この変更後の定款は、射水市長の認可のあった日から施行する。

別表（第34条関係）

- (1) 富山県射水市南太閤山3丁目2番地の1
宅地 1筆 (2,000.16平方メートル)
- (2) 富山県射水市南太閤山3丁目2番地の2
宅地 1筆 (979.83平方メートル)
- (3) 富山県射水市南太閤山3丁目2番地の1所在の鉄筋コンクリート造平屋建
あいあい保育園園舎
1棟 (720.43平方メートル)
- (4) 富山県射水市池多822番地の1
宅地 1筆 (1,581.57平方メートル)
- (5) 富山県射水市池多830番地の1
宅地 1筆 (1,094.52平方メートル)
- (6) 富山県射水市池多821番地
宅地 1筆 (260.00平方メートル)
- (7) 富山県射水市池多822番地の1所在の鉄筋コンクリート造2階建（1部
4階建）
特別養護老人ホーム「エスポワールこすぎ」1棟
(7,753.70平方メートル)
- (8) 富山県射水市池多822番地の1所在の鉄筋コンクリート造平屋建附属建物
機械室 1棟 (18.00平方メートル)
- (9) 富山県射水市池多819番地の1
宅地 1筆 (586.43平方メートル)
- (10) 富山県射水市池多822番地の3
宅地 1筆 (24.42平方メートル)
- (11) 富山県射水市池多820番地
宅地 1筆 (75.00平方メートル)
- (12) 富山県射水市池多891番地
雑種地 1筆 (347.00平方メートル)
- (13) 富山県射水市池多828番地
雑種地 1筆 (243.00平方メートル)
- (14) 富山県射水市大江333番地の1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根
かわら・合金メッキ鋼板ふき2階建
特別養護老人ホーム「大江苑」1棟
(6,635.99平方メートル)
- (15) 富山県射水市大江333番地の1所在の鉄筋コンクリート造平屋建附属建物
物置1棟 (3.31平方メートル)

- (16) 富山県射水市池多831番地
宅地 1筆 (2,879.40平方メートル)
- (17) 富山県射水市池多844番地
宅地 1筆 (491.00平方メートル)
- (18) 富山県射水市池多845番地
宅地 1筆 (146.00平方メートル)
- (19) 富山県射水市池多846番地
宅地 1筆 (244.00平方メートル)
- (20) 富山県射水市池多847番地
宅地 1筆 (240.00平方メートル)
- (21) 富山県射水市池多848番地
宅地 1筆 (141.81平方メートル)
- (22) 富山県射水市大江333番地1
宅地 1筆 (12,511.07平方メートル)
- (23) 富山県射水市中太閤山18丁目1番地2
宅地 1筆 (8,000.05平方メートル)
- (24) 富山県射水市中太閤山18丁目1番地2所在の鉄筋造合金メッキ鋼板ぶき
3階建
特別養護老人ホーム「太閤の杜」
1棟 (5,166.71平方メートル)
- (25) 富山県射水市池多901番地2
雑種地 1筆 (1462.00平方メートル)
- (26) 富山県射水市大江333番地11
宅地 1筆 (31.16平方メートル)
- (27) 富山県射水市大江333番地12
宅地 1筆 (55.50平方メートル)
- (28) 富山県射水市大江333番地13
宅地 1筆 (149.36平方メートル)
- (29) 富山県射水市大江333番地14
宅地 1筆 (216.34平方メートル)
- (30) 富山県射水市大江351番地4
雑種地 1筆 (280平方メートル)
- (31) 富山県射水市大江352番地
雑種地 1筆 (495平方メートル)
- (32) 富山県射水市大江353番地
雑種地 1筆 (1249平方メートル)

- (33) 富山県射水市大江353番地2
雑種地 1筆 (72平方メートル)
- (34) 富山県射水市大江353番地3
雑種地 1筆 (2.81平方メートル)
- (35) 富山県射水市南太閤山3丁目4番1
宅地 1筆 (214.90平方メートル)
- (36) 富山県射水市南太閤山3丁目5番地1
宅地 1筆 (580.74平方メートル)
- (37) 富山県射水市南太閤山3丁目5番地1
居宅木造かわらぶき2階建
1棟 (167.27平方メートル)
- (38) 富山県射水市池多886番地
雑種地 1筆 (1,223.00平方メートル)
- (39) 富山県射水市南太閤山17丁目1番地1
雑種地 1筆 (3,307平方メートル)
- (40) 富山県射水市南太閤山17丁目1番地8
雑種地 1筆 (3,892平方メートル)
- (41) 富山県射水市南太閤山17丁目1番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
幼保連携型認定こども園「あいあい保育園」
1棟 (1,067.69平方メートル)